



学修支援申請の流れ

支援(合理的配慮)を希望する学生は、特別学修支援室にてニーズの確認をした後所定の手続きを経てさまざまな配慮を受けることができます。支援開始までの流れは以下になります。

1. 特別学修支援室のスタッフとニーズの確認



2. 必要書類の提出

- 医師の診断書またはカウンセラーなど専門家の所見
- 障がい学生支援申請書
- これまでに受けた支援等を説明する文書など(任意)



3. 支援室スタッフと配慮内容について協議



4. 配慮依頼の内容を特別学修支援室から担当教員に通知



snss-office@icu.ac.jp



0422-33-3352



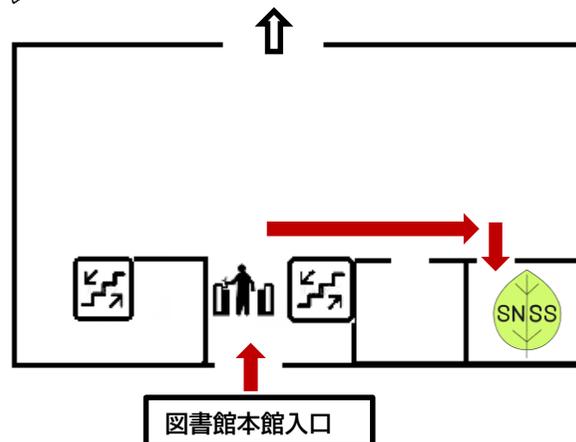
Mon.-Fri. 9:30-16:30



東京都三鷹市大沢3-10-2 国際基督教大学 図書館1階 図書館本館入口入って右 2つ目のドア



オスマー図書館



遑々の合理的配慮はできません。申請手続きに時間がかかることがありますので、早めに特別学修支援室にご相談ください。



SNSS Website
もご覧ください

Special Needs Support Services



障がいのある学生への 学修支援について



ICU 特別学修支援室

2022.8

障がい学生支援に関する基本方針

国際基督教大学は世界人権宣言の原則に立ち、すべての学生が機会の平等を基礎としていかなる差別もなく尊厳をもって学ぶことのできる環境を整備、維持する。本学は障害のある者が障害のない者と平等に学修、教育、研究及びその他の関連する活動全般に参加できる機会を確保する。

特別学修支援室について

ICUでは上記基本方針のもと、特別学修支援室が窓口となり身体障がい(肢体不自由・視覚障がい・ろう／難聴)、学習障がい、発達障がい、精神障がい等のある学生に合理的配慮を提供しています。特別学修支援室では学生、教職員、関連部署等と連携してユニバーサルな学修環境整備のための啓発活動も行っています。



合理的配慮とは

大学における合理的配慮とは、障がいのある学生が障がいのない学生と平等に教育を受けるために必要な変更や調整を行うことです。配慮の内容は障がいの種別や程度だけでなく、授業の内容や環境、学生自身の希望などによって変わります。

合理的配慮の例



試験および課題などの配慮の依頼

学生と教員の間にとって、必要な配慮の依頼や調整を行います。試験への配慮は、試験時間の延長や別室受験などです。



ノートテイク支援

その場で話されている授業内容や教員・学生の発言などをPCや手書き、音声認識ソフトなどで文字通訳します。



教材の加工

授業で使用する教科書、資料をそのまま利用することが困難な場合、学生が利用できるよう加工(点訳、文字サイズの拡大やレイアウト修正、テキストデータ化など)して提供します。



移動支援・ガイドヘルプ

校内での移動が困難な場合や授業の出席に支障が出る場合、必要に応じて学生サポーターを配置します。



代筆・タイピング支援

筆記やパソコンでの文字入力が必要な場合、代筆やパソコンのタイピングを学生サポーターが代わりに行います。また、必要に応じて音声入力ソフトをインストールしてあるパソコンの貸し出しを行うこともあります。



教室配慮

遠くの教室への移動が困難な場合や、教室の設備やスペースなどで問題がある場合、教室を変更したり、必要な処置を行えるよう可能な調整をします。



情報機器の貸出

授業および試験時に不具合が生じる場合に、支援機器や支援ソフトウェアなどの機器を貸し出します。



特別学修支援室の使用

支援ソフトウェアが使えるパソコンや点字プリンタ、拡大読書器、立体コピー機などを利用できます。支援室は勉強するスペースとしても使用できます。

ニーズを考慮し必要に応じた支援を行います。大学生活で困ったこと、質問などありましたらまずは特別学修支援室までご相談ください。